

令和7年度札幌市市民後見人養成研修 事前説明会

参加申込について

申込受付期間

令和7年5月22日(木) 8:00 ～ 6月12日(木) 21:00

※ 定員に達した場合は、締切日前でも受付を終了いたしますのでご了承ください。

申込に必要な事項

- お名前(読み方と漢字表記)
- ご住所(郵便番号やマンション名等を含む)
- 連絡先電話番号
- ご来場の際、配慮が必要な場合はその内容と理由(必要な場合のみ)

※ その他、本開催要項に記載の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

【個人情報の取扱】

申し込みにあたり収集した氏名等の個人情報は、事前説明会の運営管理のみに使用します。

お問い合わせ・お申し込み先

◇ ホームページからお申し込みください。 **札幌市 お申し込み** **検索**

<https://www.callcenter.city.sapporo.jp/sapporo/cc/web/formList.html>

◇ インターネット環境がない方は電話でお申し込みください。

札幌市コールセンター

電話 011-222-4894 (年中無休。8:00～21:00)

※市民後見人養成研修事前説明会に参加することが、養成研修の受講要件のひとつになっています。受講希望の方は、必ずご参加ください。

本要項は、札幌市社会福祉協議会のホームページからご覧いただけます。

～ あなただから寄り添える ～

市民後見人



札幌市市民後見人養成研修 事前説明会開催要項

※ 本説明会の当日配布資料は、当日参加された方以外へはお渡しできません。

- と き：令和7年6月21日(土) 13:30～16:00 (受付13:00～)
- 内 容：(1) 説明「市民後見人活動の意義と必要性について」
講師 札幌市市民後見推進事業運営委員会
運営委員長 山本 賢太郎 氏 (弁護士)
(2) 説明「札幌市市民後見人養成研修及び市民後見人への支援体制等について」
担当 札幌市成年後見推進センター職員
- と ころ：札幌市社会福祉総合センター4階 大研修室 札幌市中央区大通西19丁目1-1
※ 近隣駐車場の利用または、公共交通機関の利用にご協力をお願いします。
○ 地下鉄東西線「西18丁目」駅1番出口 徒歩3分
○ JRバス、中央バス「北1条西20丁目」バス停 徒歩3分
- 定 員：180名(先着順)
- 申込方法：WEB・電話にて、**札幌市コールセンター**へお申し込みください。
- 参加対象者：**市民後見人として活動したい**もしくは
市民後見人として活動することを検討している札幌市民 ※養成研修の詳細については内側をご覧ください。
- 主 催：札幌市成年後見推進センター(札幌市委託事業)



8 養成研修の受講要件

- ※ 養成研修は9月から開催予定です。受講は、以下を全て満たしていることが要件となります。
- (1) 札幌市に住民票があり、実際に居住している
- (2) 市民後見人として活動する意志を持ち、成年後見人等としての活動を安定的、継続的に実行できる状態にある
- (3) 事前説明会に出席し、趣旨を理解し賛同している
- (4) 原則として指定したすべての養成研修を受講することが可能である
- (5) 現在、親族以外の任意後見契約受任者及び任意後見人になっていない
- (6) 現在、親族以外の成年後見人等として活動していない
- (7) 成年後見人等の養成研修を実施する団体の資格を有しない（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、精神保健福祉士の有資格者は、当該団体等で養成研修を受講していただくこととし、本養成研修の受講対象とはなりません。）
- (8) 民法第 847 条（後見人の欠格事由※）の規定に該当しない
- ※ 未成年者、家裁で免ぜられた法定代理人等、破産者、行方の知れない者
- ※ 候補者名簿への登録においても諸条件があります。詳細は当日にご説明します。

9 養成研修受講の注意点

養成研修の受講者が、やむを得ない事由、あるいは予期し得ない事態の発生等により受講不能となる場合、未受講講座（科目）の担当講師が指定した「課題」を提出する代替措置があります。

代替措置の上限は「基礎研修3科目」「実務研修3科目」となっていますが、実務研修のうち、課題演習について1回は必ずご参加いただく他、実習は参加必須となります。

代替措置の対象となる科目については「養成研修の日程」の基礎研修①～⑩、実務研修の①～⑨の研修となります（③庁舎見学を除く）。

代替措置の詳細については事前説明会の中でご説明します。

成年後見制度とは、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方が、安心して暮らしていくために、家庭裁判所が選任した後見人が、対象者の身上保護（介護サービス利用契約等）や財産管理（預金の出し入れ等）を行うものです。

認知症高齢者の増加等に伴って、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれています。

そのような背景のなか、社会貢献への関心の高い一般市民が、一定の基礎知識と技術を身につけて「市民後見人」として活躍することが期待されており、札幌市においても、過去の養成研修を受講した市民後見人が、以下のように成年後見人として活動しています。

・ 障がいがあり施設で生活をしていたが、「施設を出たい」という本人の希望を支援し、共同住宅に入居し、日中活動にも参加できるようになった。

・ 自宅から施設に入る際、大きな仏壇は持ち込めず、位牌のみを持ってきたという話を聞き、本人と相談して小さな仏壇を購入した。

・ 本人の状況や市民後見人として支援していることを説明する等、親族との関わりを持つことで、疎遠だった親族がお見舞いに来てくれた。 など

なお、札幌市市民後見人として活動を希望される方は、事前説明会へ参加後、養成研修の受講申込が必要です。

10 養成研修の日程（予定）※日程や内容が変更となる場合があります。

(1) 基礎研修【延べ6日間】

回数	期日	時間	研修内容
第1回	9／1（月）	10:30～12:00	開講式・オリエンテーション
		13:00～15:30	①市民後見概論
		14:40～16:40	②意思決定支援と関係者連携
第2回	9／5（金）	10:00～12:00	③後見制度基礎（制度概論、制度各論）
		13:00～15:00	④対象者理解と関係制度・法律（高齢者）
第3回	9／11（木）	10:00～12:00	⑤対象者理解と関係制度・法律（障がい者）
		13:00～15:00	⑥民法の基礎（家族法・財産法）
第4回	9／19（金）	10:00～11:00	⑦関係制度・法律（生活保護）
		11:10～12:10	⑧関係制度・法律（健康保険・年金）
		13:00～15:10	⑨地域福祉と権利擁護の理念
第5回	9／25（木）	11:00～12:00	基礎研修最終テスト
		13:00～14:30	⑩市民後見活動の実際（後見実施機関の理解と支援体制）

実習	9月中旬～ 10月下旬	期間内の1日 1～2時間程度	後見業務の同行実習 【指定された期日に後見業務に同行】
----	----------------	-------------------	--------------------------------

(2) 実務研修【6日間】

回数	期日	時間	研修内容
第1回	10／30（木）	10:00～10:30	オリエンテーション
		10:30～12:00	同行実習報告
		13:00～15:00	①対人援助の基礎
		15:10～16:10	②後見実務（申立手続）
第2回	11／上旬	調整中	③札幌家庭裁判所の役割（庁舎見学など）
第3回	11／10（月）	10:00～12:00	④後見実務（選任～就職時報告）
		13:00～15:30	⑤課題演習-1（就職時報告）
第4回	11／17（月）	10:00～12:00	⑥後見実務（後見活動と年次報告）
		13:00～15:30	⑦課題演習-2（後見活動の考え方）
第5回	11／21（金）	10:00～12:00	⑧後見実務（後見活動の終了）
		13:00～15:30	⑨課題演習-3（終了報告）
第6回	11／27（木）	10:00～11:30	候補者登録オリエンテーション・閉講式

(3) 研修会場

札幌市社会福祉総合センター内（見学及び実習を除く）

【お問い合わせ先】

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1 札幌市社会福祉総合センター 3 階

札幌市成年後見推進センター 市民後見推進事業担当

電話 011-624-6310（市民後見推進事業専用）